

日光市監査委員告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき、定例監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年10月20日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- 1 監査実施期間 令和4年9月13日～令和4年9月27日
- 2 監査の対象 三依保育園、上三依水生植物園（指定管理者）
- 3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

三依保育園

4 監査の期間

令和4年9月13日～令和4年9月27日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年7月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

三依保育園は、複合施設のメリットを活かして三依地区センター、三依公民館及び三依小中学校の協力により、保育する環境を確保している。引き続き三依地区センター、三依公民館及び三依小中学校と協力し、施設の有効活用や事故・災害等の危機管理に取り組み、保育環境の維持向上に努められたい。

令和4年度 財政援助団体等 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3 監査の対象 所 管 課 藤原観光課

指定管理施設 日光市上三依水生植物園

指定管理者 有限会社 山加園

4 監査の期間 令和4年9月13日～令和4年9月27日

5 監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和4年7月末日現在で実施した。

（2）あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳票及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

7 監査の結果

（1）総括

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【指定管理者】

各植物の開花情報について、多様な方法によりPRを展開し、集客を図りたい。また、集客力のあるヒマラヤの青いケシが、温暖化により育成困難になりつつあるため、取り寄せ及び育成可能な希少性、話題性のある植物の調査、導入について重点的に取り組まれない。

【藤原観光課】

施設近辺に河川があり、集中豪雨に伴う河川の氾濫による被害が過去にあったとのことであるが、河川管理者である栃木県日光土木事務所と協議し、災害防止に努められたい。